

環 管 - 631

平成 26 年 9 月 5 日

経済産業大臣 小 淵 優 子 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(仮称) 東由利原風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

電気事業法第 46 条の 13 に規定する環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働により騒音レベルが 10 デシベル以上増加すると予測される地点があることから、施設の稼働に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講じること。

イ 風力発電機から発生する騒音の周波数特性において、30Hz 及び 80Hz 付近に見られるピークの要因を確認すること。

ウ 騒音の現況調査において、事業者が設定した基準を超過する地点があることから、事後調査においては、施設の稼働による騒音の影響を適切に把握できるように調査時期及び地点を選定すること。

また、事後調査の期間を稼働後 1 年間としているが、事後調査の結果等を踏まえ、調査の継続の可否を検討すること。

(2) 水質

ア 工事中の濁水対策として設置予定の「しがら柵」を用いた沈砂池は、濁水の貯留性能が不明であることから、濁水対策として講じる環境保全措置を再検討して予測・評価を実施し、環境影響評価書に反映すること。

なお、濁水による周辺水環境への影響が想定される場合には、その影響を予測・評価し、環境影響評価書に反映すること。

イ 工事中の水の濁りについては、仮設沈砂池の出口で監視することとしているが、必要に応じて影響を受ける恐れのある周辺のため池においても監視を実施すること。

(3) 残土

工事に伴い発生する土量バランスについて、土地造成における計画土量と環境保全措置の内容に齟齬があることから、整合を図ること。